

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	八代郡宮原町大字宮原町字栄久 30番1地先から 八代郡宮原町大字宮原村字浜殿 549番地先まで	前	9.0 ～ 16.7	178.0	交安統合
		八代郡宮原町大字宮原町字栄久 30番1地先から 同所 同字 16番1地先まで	後	11.6 ～ 25.0	157.0	
一般県道	鏡宮原線	八代郡宮原町大字宮原村字上宮後 543番1地先から 同所 同字	前	9.2 ～ 18.4	119.4	"
		527番5地先まで	後	10.0 ～ 21.0	113.0	

2 区域変更する期日 平成17年2月14日

熊本県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年2月14日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年2月14日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	菊池郡菊陽町大字原水字水尻 2329番1地先から 菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上 4653番2地先まで	前	4.0 ～ 15.8	137.0	単橋改
			後	10.6 ～ 30.0	132.5	
一般県道	久連子落合線	球磨郡五木村甲字平沢津 6467番地先から	前	3.4 ～ 22.3	139.9	"
		球磨郡五木村甲字上荒地	後	3.4 ～ 22.3	139.9	
		6155番2地先まで	後	3.6 ～ 32.2	130.6	
"	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字下永尾 1566番1地先から 同所 同字	前	18.5 ～ 28.2	48.8	災補道
		1566番4地先まで	後	19.4 ～ 60.4	48.8	

公 告

熊本県公告第112号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定により、岱明町下河原土地区画整理組合の理事となった者及び理事でなくなった者の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成17年2月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 理事となった者の氏名及び住所

氏 名	住 所
松 岡 三 代 子	玉名郡岱明町大字下前原 117 番地

2 理事でなくなった者の氏名及び住所

氏 名	住 所
長 尾 國 一	玉名郡岱明町大字下前原 337 番地 3

熊本県公告第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営河俣地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年2月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の県営河俣地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し

2 縦覧期間

平成17年2月15日から平成17年3月14日まで

3 縦覧場所

東陽村役場

熊本県公告第114号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づく処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成17年2月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 処分をした年月日

平成17年2月3日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 有限会社門田建設
玉名郡長洲町宮野 2096
代表取締役 門田 正一
熊本県知事許可（般-12）第02122号
- (2) 株式会社杉村建設
玉名郡南関町関町 1721-3
代表取締役 杉村 博徳
熊本県知事許可（般特-11）第06643号
- (3) 有限会社高崎建設
玉名郡南関町四ッ原 166-2
代表取締役 高崎 勝彦
熊本県知事許可（般-13）第12217号
- (4) 有限会社新栄設備工業
玉名市中 1554
代表取締役 藪中 賢一
熊本県知事許可（般-13）第08949号
- (5) 有限会社幸永工業所
玉名郡南関町豊永 941
代表取締役 田中 貴明
熊本県知事許可（般-11）第14799号
- (6) 有限会社園道建設
荒尾市下井手 147
代表取締役 園道 工

- 熊本県知事許可（般－12）第 12676 号
(7) 扶桑建設
山鹿市熊入町 198-4
代表者 中島 圭祐
熊本県知事許可（般－12）第 04341 号

3 処分の内容

建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し

4 処分の原因となった事実

上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成 16 年 12 月 27 日付けで公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。

このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に該当すると認められる。

熊本県公告第 115 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 の規定に基づき、営業所又は建設業者の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から 30 日以内に申し出ること。

平成 17 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 営業所又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - 有限会社谷口土木建設
鹿本郡植木町 鏡田 1860
代表取締役 谷口 光好
熊本県知事許可（般－14）第 11471 号
 - 有限会社飯田電気
鹿本郡植木町 舞尾 519
代表取締役 飯田 俊雄
熊本県知事許可（般－12）第 11886 号
- 申出先
熊本県土木部監理課

熊本県公告第 116 号

建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 19 条の 6 第 1 項及び第 21 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 17 年度に熊本県が実施する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請の時期及び方法等について、次のとおり公告する。

なお、経営状況分析の申請については、法第 27 条の 24 第 1 項に規定する登録経営状況分析機関が規則第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

平成 17 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請の対象者
熊本県内に主たる営業所を有する法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた建設業者
- 申請の対象となる審査基準日
平成 16 年 10 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで
- 審査日及び審査場所等
別添「経営事項審査日程表（以下「日程表」という。）」のとおり
- 審査日の予約
 - 予約先
主たる営業所を所管する地域振興局又は熊本土木事務所
 - 予約の期限
平成 17 年 11 月 30 日
 - 予約の方法
予約を行う審査日は、日程表のうちの決算月に対応する審査日とし、当該予約は、法第 11 条第 2 項の規定により変更届出書（営業年度終了）を提出した後に行うものとする。ただし、審査基準日が平成 17 年 8 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までの者にあつては、前年度に提出した変更届出書（営業年度終了）の副本（主たる営業所を所管する地域振興局又は熊本土木事務所の受付印があるものに限る。）を持参し、平成 17 年 11 月 1 日から平成 17 年 11 月 30 日までの間に予約することができる。
日程表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において平成 18 年 1 月 23 日から受け付けるが、予備日に予約できる者は次の条件のいずれかを満たす者とする。
ア 2 の審査基準日がある建設業者で平成 18 年 1 月 20 日までに経営事項審査を受審しなかった者